

はじめに

誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題です。

羽村市は、国が男女共同参画社会基本法を制定する前から、男女共同参画に取り組む市の姿勢を明らかにし、平成9年11月には「自分らしく生きよう“はむら”アピール～男女共同参画都市宣言～」を行っています。平成11年12月には、市民、関係団体代表者、知識経験者等からなる「羽村市男女共同参画推進会議」を条例設置し、「はむら男女共同参画推進プラン」を策定するなど男女共同参画社会の実現に努めています。

推進会議では、この「はむら男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた一層の推進を図るための事業の1つとして、「男女共同参画基本条例（仮称）の制定に向けた調査研究」を行いました。

本報告書は、平成16年8月から8回にわたり推進会議で議論した内容をまとめたものです。意見の取りまとめにあたっては、平成17年6月に実施した「男女共同参画のまちづくり推進事業」に参加された市民の皆様の声も反映させていただくなど、羽村市らしい条例づくりに役立つよう検討しました。

まだ議論が尽くしきれないところもありますが、この報告書を参考にいただき、羽村市らしい条例を制定する際の資料として活用されるよう望むものです。

平成18年1月19日

羽村市男女共同参画推進会議
会長 上野 いく子

羽村市における条例の制定に向けて

1 男女共同参画の定義

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）では、男女共同参画社会の形成とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第 1 章第 2 条第 5 号）と定義している。つまり、社会のあらゆる分野で、男女が社会の対等な構成員として共に自分らしさを発揮できるようにしていこうということである。

平成 9 年に「情報誌ウィーブ創刊号に掲載した調査」（回答総数 116 件）の集計結果では、「『男女共同参画』という言葉を知っている」という回答が 48.3%、平成 14 年 6 月の「はむら男女共同参画推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）策定記念事業で行った「駅前・街頭ひとことアンケート」（回答総数 592 件）の集計結果では、「男女共同参画に関心がある」という回答が 61.0%と、羽村市では、「男女共同参画」に対する認知度は上がっている。

しかし、一般的には、まだ「男女共同参画」については、正しく理解されていない面がある。たとえば、毎年実施している「女と男、ともに織りなすフォーラム実行委員会」では、「男女共同参画」について議論になることがある。さらに、羽村市男女共同参画推進会議（以下、「推進会議」という。）の委員の中でも認識が少しずつ異なり、さまざまな議論があった。

そのため、この報告書の中でも、また、今後、男女共同参画を推進するにあたって、男女共同参画をわかりやすく定義付ける必要があることから、推進会議では、以下のとおり定義付けを行った。

「男女共同参画とは、男女平等という理念を前提として、男女がともにあらゆる分野に主体的に計画等の立案段階から加わり、方針や意思決定に関わることができる社会を目指すために行動すること。」

2 羽村市第四次長期総合計画における位置付け

羽村市の「長期総合計画」（平成14年3月発行）では、基本理念を「自立と連携」と定め、目指す将来像を「～ひとに心 まちに風～いきいき生活・しあわせ実感都市 はむら」と定めている。

この将来像の実現に向け大綱の柱となる～の基本目標を掲げ、具体的な施策を展開している。

基本目標は2つの手法によって実現していくとされているが、その手法の1つが「市民と行政が協働したまちづくり」であり、その中の施策の1つに「男女共同参画社会の実現」がある。

「男女共同参画基本条例の制定に向けた調査研究」については、前期基本計画の計画事業「『はむら男女共同参画推進プラン』の着実な実施」の中に掲げられている。

第四次羽村市長期総合計画

< 将来像 >

～ひとに心 まちに風～
いきいき生活・しあわせ実感都市 はむら

- 1 支えあいいきいきと暮らせる町
学びあい豊かな心を育むまち
環境にやさしい安心して暮らせるまち
美しく快適な住みよいまち
活力に満ちたにぎわいのあるまち

基本構想を推進するために

市民と行政が協働したまちづくり

- (1) 市民参画の推進
- (2) 広報・広聴の充実
- (3) コミュニティ活動の促進
- (3) 男女共同参画社会の実現
- (5) 国際化の推進

時代の変化に対応した行財政運営

3 はむら男女共同参画推進プランにおける位置付け

「推進プラン」では、～の基本課題を掲げている。「男女共同参画基本条例の制定に向けた調査研究」は、基本課題の1つである「推進体制の整備と強化」の中にある「関係機関との連携」の実施事業として位置付けられている。

事業の内容には、「男女共同参画社会の実現に向けた一層の推進を図るため、施策を総合的・計画的に展開する際の根拠となる基本条例の制定に向けて調査研究を行う」とある。

< 「はむら男女共同参画推進プラン」体系図 >

《将来像》

一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる「はむら」

基本課題

女性の「性」と人権の尊重
男女平等観に立った生涯学習の推進
家庭責任を担い合うための支援
働く環境の整備と改善・充実
方針・政策決定過程への女性の参画推進
推進体制の整備と強化

4 羽村市における、男女共同参画社会の実現に向けた取り組み状況

(1) 婦人問題から女性問題、そして男女共同参画へ

行政課題としての「男女共同参画」は、昭和50年の「国際婦人年」、それに続く「国連婦人の十年」を契機として、国際社会で高まった「女性の地位向上」に対する取り組みに端を発している。

国においては、昭和52年に「国内行動計画」が策定され、その後、「男女雇用機会均等法」の制定など法律・制度面での整備を経て、昭和60年には「女子差別撤廃条約」が批准され、さらには平成8年の「男女共同参画2000年プラン」の策定、平成11年の「男女共同参画社会基本法」の制定など、男女共同参画社会の促進に関するさまざまな基盤整備がなされている。

こうした中、羽村市においても、昭和60年、教育委員会社会教育課に青少年婦人係を設置しさらに取り組みの強化を図る中、昭和62年、「婦人問題に関する住民意識調査」が行われ、女性を取り巻く諸問題について検討するための「婦人問題懇話会」を設置し、平成元年11月に「婦人行動計画」の策定に向けた提言書が市長に手渡された。

このような経過を経て、平成4年には「女性行動計画審議会」を設置し、市として女性問題に取り組むべき方向や施策等が示された『羽村市女性行動計画』策定のための審議結果について(平成4年12月)の答申がなされ、平成5年に「羽村市女性行動計画」(平成14年までの10ヵ年計画)を策定し、さまざまな取り組みが開始された。

このように市民の気運が高まる中、平成9年11月には、当時の総理府との共催により全国で11番目、東京都では立川市に次いで2番目の「男女共同参画都市宣言」が行われ、男女共同参画に取り組む市の姿勢が広くアピールされた。平成10年11月には、男女共同参画都市宣言1周年記念事業として「女性模擬議会」を開催し、さらに、平成11年、企画総務部に男女共同参画担当を設置し、全庁的な取り組みの強化を図る体制が整えられた。

また、推進会議からの「羽村市男女共同参画基本計画(仮称)の策定にむけて」(平成12年7月)の提言を踏まえて、平成14年に「推進プラン」(平成23年までの10ヵ年計画)が策定された。

この計画は、性別によって差別されることなく、女性も男性もお互いの人権を尊重し、その能力と個性を發揮できる社会の実現をめざして、女性と男性を取り巻くさまざまな問題の解決に向けて、市の取り組むべき事業を具体的に、また計画的に示したもので、現在、この計画に沿って着実に施策が推進されている。また、計画策定後は年度ごとに進ちょく状況を把握するための調査を行い、この計画の実効性が高められている。

(2) 女性たちの活動の経緯

羽村の女性たちの活動は、昭和 20 年代に当時多くの女性が参加していた「婦人会」から始まった。昭和 30 年代にはテーマ別の自主グループで構成した婦人学級が誕生し、学習を主体とする活動へ前進していき、その学習はやがて実践活動として、全国から注目される消費者運動にまで広がっていった。

一方、羽村市は、公民館ができた昭和 49 年から継続的に「婦人問題講座」を行い、その講座を契機として、主婦たちが仕事をもったり、地域活動に取り組んだり、いろいろな方面に動き始めたと言われている。

昭和 56 年に発行された「町勢要覧」によると、「近年、主婦の趣味サークル活動が急速に盛りあがってきました。公民館や地区集会所を利用して、手芸、人形づくり、陶芸、茶道、料理……数々のサークル活動が展開されていますが、その八割は主婦サークルです。勤めに出るご主人が増えた今日、全日制町民？としてウーマンパワーは日々、高まり、生活に根ざしたふれあいが各地で芽ばえてきました。」との記述がある。

その後も、女性の社会参画が推進され男女平等について学ぶ市民グループが発足したものの、地域の男女共同参画を推進する活動としては広がらなかった面もある。

(3) 市民参画による取り組み

市民参画による男女共同参画の取り組みの始まりは、平成 7 年度の第 11 回女性フォーラムが実行委員会方式により実施されたことである。市民実行委員の企画・運営によるフォーラムは、市民に身近なものとして参加者も多く、最近では男性実行委員も増え、平成 16 年度フォーラムの参加者も男性が 40%を占める現状である。

また、平成 9 年に男女共同参画宣言都市奨励事業として創刊した情報誌ウィーブも、市民参画により企画・編集が行われている。創刊号から全戸配布されているウィーブには、男女共同参画に取り組む市の姿勢が示されている。

本推進会議も公募による 5 人の市民が参画し、プランの策定や進ちょく状況の評価・見直しを行っている。男女共同参画を進める施策・事業を地域全体に浸透させていくためには、市民参画は欠かすことができない視点である。

5 羽村市の現状

(1) 少子高齢化の進展

羽村市の平成 17 年 1 月 1 日現在の人口は 57,021 人で、この 1 年間で 30 人増えたが、増加率はほぼ横ばいである。異動人口の推移は、転入・転出ともに低下傾向にあり、平成 11 年度から平成 14 年度までは減少している。また、人口密度は高く、昼間人口と夜間人口の差は少ない状況にある。階層別にみると、20 代後半から 30 代と 50 代の人口が多くなっている。

年齢別人口の推移をみると、20 年前の昭和 60 年(昭和 60 年 1 月 1 日住民基本台帳)は、15 歳未満の年少人口が 11,563 人で 25.2%、15~64 歳の生産年齢人口は 32,064 人で 69.8%、65 歳以上の老齢人口が 2,326 人で 5.1%となっている。本年 4 月(平成 17 年 4 月 1 日住民基本台帳)は年少人口が 8,416 人で 15.3%、生産年齢人口が 38,325 人で 69.5%、老齢人口が 8,410 人で 15.2%となっており、少子高齢化が進展している。

平成 15 年度の合計特殊出生率をみると、東京都 1.00、全国 1.29 より上回っているものの、羽村市は 1.38 で、平成 8 年度以降やや低下傾向にある。

(2) 多様化する家族の形態

家族というと、一般的には両親と子どもという、いわゆる核家族をイメージしがちであるが、羽村市の現状をみると、昭和 60 年にはほぼ半数を占めていた「夫婦と子ども世帯」は年々減少し、平成 12 年では約 40%になっている。平成 12 年国勢調査によると単身世帯が 26.8%、夫婦のみ世帯が 17.7%、また、男親と子どもの世帯が 1.6%、女親と子ども世帯が 6.6%となっていて、夫婦と子ども世帯の割合が低くなっている傾向にある。婚姻はほぼ横ばいで、離婚は増加傾向にある。

一世帯あたりの人口の推移は国勢調査によると、昭和 50 年には 3.6 人、昭和 60 年には 3.0 人であったのが、平成 12 年には 2.7 人に減少している。さらに、平成 17 年 4 月 1 日現在の一世帯あたりの人口は 2.4 人となり減少している。一世帯あたりの人員の減少からみても、世帯を構成する家族の形態の変化を読みとることができる。

このように、世帯を構成する家族の形態・人数は年々変化しており、今後さらに多様化していくことが予想される。

(3) 就業形態と男女の意識

市内には、2,384 の事業所（平成 13 年事業所・企業統計調査）があり、29,791 人が従事している。このうちの 76.6%が 9 人未満の事業所となっている。これを産業別にみると、「卸売・小売業，飲食店」が 1,080 事業所で 45.3%を占め、次いで「サービス業」が 683 事業所で 28.6%を占めている。

羽村市における男性の労働力率は、全国の平均と比較してほぼ同様の傾向を示している一方で、女性の労働力率は、30～34 歳代では全国及び東京都の平均を下回り、40 歳を過ぎると東京都の平均は大きく上回るものの、全国平均には及ばない状況がみられる。

また、女性の働き方を平成 15 年度に行った「市内の事業所に働く女性の意識と実態調査」でみると、「子どもが成長したら再び仕事」「ずっと仕事を持ち続ける」に 83.0%が賛成しており、昭和 62 年度の「羽村市婦人問題に関する意識調査」をみても、女性が職業を持つことに 78.3%が賛成しており、20 年前からも女性が職業を持つことに対して否定的な意見は少ない。

その一方で、平成 11 年度に実施した意識調査によると、「女性が仕事を続ける上での障害となるもの」に対する回答が、「出産・育児との両立」が 51.1%、「家事との両立」が 44.3%、「家族の理解・協力が得にくい」が 24.2%になっている。

また、平成 15 年度に働く女性を対象に実施した上記の調査では、「女性がいきいきと働き続けるために重要なこと」として、「家族の理解、協力」と答えた人が 66.4%と最も多く、働く女性の家事や育児との両立の大変さがうかがえる。

(4) 意識調査結果からみる男女の基本的意識

市が実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成 14 年 11 月)で、男女の地位が平等であるかどうか 8 つの分野で聞いたところ、『全体』では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた割合が 62.0%で、「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」をあわせた割合の 3.5%を大きく上回っている。

分野ごとの男女平等意識をみると、「平等」と答えた人が最も多かったのは『学校教育の場』(53.5%)でほぼ半数を占め、次いで『地域活動の場』(35.5%)、『法律や制度の上』(32.5%)、『家庭の中』(30.5%)で 3 割を超えている。この結果を内閣府が行った「男女共同参画に関する国際比較調査」(平成 14 年)と比較すると、すべての分野において、男女平等の意識は国の調査結果より低く、また、「わからない・無回答」と答えた人の割合も国の調査結果より高い数値を示している。

また、「男は仕事、女は家庭」の性別役割分担意識においては、市が実施した調査を比較すると、平成 11 年度では『賛成派』が 34.7%、『否定派』42.9%と『否定派』が多かったが、平成 14 年度では、逆に『賛成派』が 46.5%、『否定派』44.5%と『賛成派』が『否定派』を上回り、性別役割分担意識が払拭されていない様子がうかがえる。

(5) 女性の「性」と人権の尊重に関する取り組み

市が実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成 14 年 11 月)の結果によると、パートナー間の暴力については、約半数の人が「社会問題として取り上げるべき」とする一方で、約 30%の人が「個人的に解決すべき」と答えている。これを性別で見ると、57.7%の女性が「社会問題として取り上げるべき」としているのに対して、男性は 36.0%にとどまり、性別によって、認識に違いがあることがわかった。このため、市は、この調査結果などを踏まえて、潜在化しがちなパートナー間の暴力の防止、被害者の保護を目的に、「女性悩みごと相談」の開設、DVカードの作成や情報誌ウィーブによる意識啓発など、さまざまな取り組みを行っている。

また、市では、平成 16 年 4 月に「捨て看板防止条例」を施行し、市民ボランティアによる推進員との協働により、地域の環境浄化に対して積極的な取り組みを推進している。この条例の施行により、「性の商品化情報」の媒体の一つであった「捨て看板」が市内から激減した。

(6) 女性の参画状況

市は、「推進プラン」のなかで、「基本課題：方針・政策決定過程への女性の参画促進」として、審議会等における女性の参画の拡大を図るため、「委員の男女の構成比は一方の性が30%を下回らないようにする」としている。

平成17年4月1日現在、37機関ある行政委員会及び附属機関などへの女性の参画率は全体では33.8%であるが、男性の参画率が30%を下回るものが3機関であるのに対して、女性の参画率が30%を下回るものは23機関ある。

市役所などの行政組織では、羽村市の女性管理職は4人で6.8%（平成17年4月1日現在）となっており、西多摩地区の行政職の中では最も多い。

また、平成15年度の「市内事業所に働く女性の意識と実態調査」では、女性管理職（係長相当以上）が「いる」は37.6%、「いない」が43.7%で、平成13年3月に東京都立川労政事務所が行った「多摩地域に働く女性の意識調査」と比べて、「いる」が8.6ポイント少なくなっている。

地域活動の中では、町内会長はすべて男性が占め、老人クラブは29クラブ中4人（13.8%）が女性会長で、最近では女性が増えてきたといわれるPTA会長も10校中3人（30%）が女性という現状である。女性の参画が多い分野でも、「トップは男性」という考え方があることがうかがえる状況である。

(7) 国際化の進展

男女平等は国際的に共通する人権問題であり、男女が共に国際社会の一員として、地球市民として理解し認め合うことは重要である。このことは、「自分らしく生きよう“はむら”アピール～男女共同参画都市宣言～」においても明白にしている。

市の外国人登録者数は1,548人（平成14年：東京都統計年鑑）で、西多摩地域では福生市に次いで多くなっている。

推移をみると、昭和60年1月1日で204人であったのが、平成17年1月1日には1,808人で9倍近い高い増加率を示している。

国籍別でみると、ペルー国籍が529人で最も多く、羽村市の特徴となっている。次いで、ブラジル国籍が308人、フィリピン国籍が301人、中国国籍238人の順になっており、今後も国際化が進展することが予想される。

6 羽村市の現状から見える課題

男女共同参画社会の実現には、生活の場である身近な市町村の積極的な取り組みが求められている。

市では、これまで「推進プラン」(平成14年3月)に沿い、「市内事業所に働く女性の意識調査」の実施、DV防止カードの作成、福生市と共同の「女性悩みごと相談」の開設など、特徴ある取り組みを行い、一定の成果をあげてきた。

しかし、国による調査や市の調査結果にも表れているように、地域、労働分野、家庭生活ともに、男女共同参画社会実現へのあゆみは緩やかであるといえる。その要因の一つとして男女の性別による意識の差が顕著であると考えられ、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた市民意識の醸成など、一層の働きかけが必要である。

そのためには、「推進プラン」に掲げる

女性の「性」と人権の尊重

男女平等観に立った生涯学習の推進

家庭責任を担い合うための支援

働く環境の整備と改善・充実

方針・政策決定過程への女性の参加促進

推進体制の整備と強化

などの基本課題を解決するために、男女共同参画基本条例(仮称)の制定等により、行政だけでなく、市民、事業者が共に担うべき責任と役割を明らかにし、施策を総合的に展開していくことが望まれる。

7 条例の制定に向けて

推進会議では、当初、「条例は当然、制定するもの」という意見があった。なぜなら、羽村市は男女共同参画都市宣言も行い、「推進プラン」も策定している。男女共同参画社会の実現のための次なる課題は、「条例制定」という認識が推進会議委員の考え方にあったからである。それは、国が「男女共同参画社会基本法」で地方公共団体に対して求めている「地域に応じた施策の策定、実施」を根拠とする考え方でもあった。そのため、平成14年度から「全国及び都の制定状況」の把握など「男女共同参画基本条例（仮称）の制定に向けた調査研究」を行ってきた。しかし、「なぜ、羽村市にも条例が必要なのか」については、十分に議論が出来ていないことに気がついた。

そこで、推進会議では期限を決めて調査研究することの必要性が提案され、本格的な調査研究を開始した。まずは、市の文書担当による「条例について」の勉強会、小金井市の条例づくりに関わった諸橋泰樹氏（フェリス学院大学文学部教授）を講師に迎えての研修会を実施すると共に、先進事例の比較研究を通してさまざまな議論を重ねた。

その結果、羽村市の現状と課題を踏まえ、男女共同参画社会実現のためのさらなる市民意識の醸成が必要であり、その根拠となる条例を早期に制定すべきという結論に達した。

（1）条例の必要性

羽村市では、子育て支援の充実や家庭における介護支援、福生市との共同による女性悩みごと相談の実施、意識啓発のための各種事業など「推進プラン」に掲げたさまざまな施策を推進し、一定の成果につながっているものの、性別役割分担意識が根強いなど、市民生活の中に男女共同参画意識が浸透していない部分も見受けられる。

今後、市民の意識の醸成など、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて一層の推進を図るためには、行政だけではなく、市民、事業者、行政、それぞれが担うべき責任と役割を明らかにしたうえで、施策を総合的に実効性あるものとして展開していく必要がある。その際の規範となる条例を制定する必要がある。

また、条例制定は、「男女共同参画都市宣言」と同様に、あるいはそれ以上に市の男女共同参画に対する取り組み姿勢を明確にし、市民の意識の醸成につながっていくことが期待できる。

調査研究過程のなかでの主な意見

- ・ 男女共同参画社会基本法があるのに、なお市にも条例が必要なのか。
- ・ 条例のある市と比べても、市の推進状況は特に劣っていない。
- ・ 理念だけでは、条例を作る意味がない。
- ・ 羽村市には推進プランがあり進ちょく状況で進んでいることがわかれば、条例がなくていいと考えられなくもない。
- ・ 羽村市ではプランがあるし宣言もしたが、条例はさらに積極的な姿勢を問うもの。
- ・ 市長が交替しても引き継がれていくことが条例の利点である。
- ・ 男女共同参画における市の最高規範として位置付けることの必要性が大きい。
- ・ 「法律」の中でも、条例は市民に身近なものになる。
- ・ 羽村市は男女共同参画宣言都市でありよく推進しているが、国が推進しているからではなく市民が取り組んで生まれたというのが一番良い。羽村的な部分が必要。
- ・ 条例が具体化されることにより、推進プランの行動目標がもっと具体的に明らかになる。
- ・ 条例を作る意味は、プランのように厚い物ではなく短く市民に見えやすくすることと、ルールとしてあることという2つではないか。
- ・ この間の研修で、条例を作る意義について、諸橋先生が3つ答えてくれた。1つは、各自治体でかなり身近なものとして市民が関心を持ってくれるための制度。2つ目は自治体の独自性として出していくこと。そして、一定の方向性を市民に示す「法律」による裏づけということである。
- ・ 条例は、市民の行動の進む道を示すもので守らなければならない。
- ・ せっかく作っても絵に描いた餅にならないように周知徹底することが大事である。
- ・ 調査結果では、市民の生活意識のなかに男女共同参画が根ざしていない部分がある。ここが大事なところで強調してほしい。

(2) 条例の制定に求められる視点

男女共同参画社会の実現に向けた市民意識の醸成につながる条例に求められる視点は、羽村市の特性を活かし、独自性を出していくことである。

男女共同参画社会を進める基本となる条例であり、羽村市の実態にあった具体的な施策も盛り込む。

男女が共に参画するためには、女性の地位向上が必要である。

女性が社会参画するなかで障害となる女性の人権侵害の防止や固定的な性別役割分担意識解消の必要性を盛り込む。

行動計画を総合的かつ計画的に進めるための根拠とする。

市民、事業所、市などの連携を構造的に考え、その責務を明らかにする。

市民にとって、わかりやすく、親しみやすい表現を心がける。

カタカナ語はなるべく使用しない。

カタカナ語を使う場合は、定義をはっきりさせる。

「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえる。

調査研究過程のなかでの主な意見

- ・ 男女共同参画を推進していくための条例を作るべきと考える。
- ・ 男女共同参画条例は、「男女共同参画」に焦点をあわせよう。
- ・ 男女共同参画を実現するために、構造的に捉えてどう条例を作っていくかが問題。
- ・ 単に理念だけでもいけないし、単に行動だけでもいけない。
- ・ 女性の地位向上のための条例を作るなら、女性に焦点を合わせ地位向上させるために作るべきであるが、それと男女共同参画とは意味合いが違う。そこをはっきりさせておかないとならない。
- ・ 女性の地位向上も含まれるが、それは男性の地位を下げるのではなく、男性にとっても住みやすい社会を作っていくため。
- ・ 女性の地位向上は、やらなければならないこと。
- ・ 女性の進出ばかりを考えると平等ではない。体力の差など配慮しなくてはならないが、仕事を考えた場合、同じ土台に立って進出していくもの。
- ・ 男女平等という限り、女性の地位向上とか男性の地位向上とか、どちらか一方の目標ではないものを。
- ・ 羽村市は事業所が多いので、市民と事業主とどれだけ連携して情報の提供と共有ができるかが大事である。
- ・ 男女共同参画は性別役割分担の捉え方が課題。役割分担の固定化も共同という意見もあるが、固定化された役割のために差別も起きているのではないか。
- ・ 女性の人権に関して多くの自治体が盛り込んでいるが、それは、他に盛り込んだ条例がないからである。だから、ここに規定するしかない。

- ・ 女性の人権に関しての条例は、今はないから、ここに盛り込んだほうがいい。
- ・ 女性の人権は盛り込み方が大切。
- ・ 女性が社会参画する中、障害になるものに関しては、確実に盛り込む必要がある。
- ・ ジェンダー、ドメスティック・バイオレンスなどカタカナ語を使ってほしくない。
- ・ 男女共同参画は世界的な動きだから、カタカナ語も出てくる。
- ・ 言葉を知ることによって意味を知ることができる。カタカナ語は使ってはいけな
いのではなく、定義を書くことで理解される。
- ・ 今まで、男性優位できた認識があり、女性を擁護する中身になることは当然であ
る。勿論、男性をないがしろにするという意味ではない。
- ・ 女性の権利として認められていたが実態が伴わなかった部分を裏づけすることが
大切。だから、女性の地位向上条例ではなく、男性の地位を下げるのでもなく、
男性も暮らしやすい社会をめざすことが目標である。

(3) 条例の名称に関して

「推進プラン」の課題としては「男女共同参画基本条例の制定に向けた調査研究」とされているが、条例の名称については市の男女共同参画に関する意識が明確に表示されるので、さまざまな議論が行われた。特に、「男女平等か男女共同参画か」、「基本条例か推進条例か」について多くの意見が述べられた。

【男女平等か男女共同参画か】

「男女共同参画は、『男女平等』という理念を前提にしたもの」(2頁参照)と定義されたことにより、名称には「男女共同参画」を用いることが望ましいという結論に達した。

その議論の過程では、「男女平等」か「男女共同参画」かによって条例の内容が変わるのではないかといった意見も出された。しかし、「平等」と「共同参画」とは、鶏と卵のような関係だとも言える。なぜなら、「男女平等」があって、初めて「共同参画」が成り立つけれども、共に「共同参画」できる環境がなければ「平等」にもならない。したがって、「平等」も「共同参画」も同時に推進していくものであり、共に関わり合うものである。

また、羽村市も、これまで男女共同参画宣言を行い、長期総合計画などでも「男女共同参画施策を推進する」と「共同参画」という言葉を使用している。「男女平等」は基本理念、「男女共同参画」は行動指針と捉え、それを定義したうえで、「男女共同参画」という用語を使用することが羽村市にふさわしいものとする。

【基本条例か推進条例か】

「基本は理念的、国や都にも条例があるのにまたもや理念を謳ったものになるのか」、「羽村市で男女共同参画を推進するための基本となる条例が必要」という意見、「市民に近づけるためには推進」、また、「どちらでも良い」、「基本や推進という距離があるような感じ」がするなどの意見が出された。たとえば、「まちづくり条例」など簡単な名称にするという意見や、条例の目的をすべて盛り込んだような長い名称にしてもいいのではという意見も寄せられた。

調査研究過程のなかでの主な意見

【男女平等か男女共同参画か】

- ・ 「男女共同参画」は曖昧でわかりづらい。
- ・ 「男女共同参画」でも「男女平等」でもどちらでもいい。
- ・ 国が法律を策定する際に「平等」ではなく「共同参画」になったと聞いているが、実質的な意味はさほど変わらないのではないかと。
- ・ 「男女共同参画」という言葉は曖昧で、「男女平等」ははっきりしている。
- ・ 「男女平等」より「男女共同参画」の方が、意味がはっきりしている。
- ・ 羽村市は「共同参画」をずっと検討しているので、それを前面に出した方がいい。
- ・ 「男女共同参画」というのは「平等」を前提に「共同参画」になる。「平等」ではなくて、「共同参画」ということはない。
- ・ 「平等」というのは基本理念と考えられる。「共同参画」という言葉を使うと行動する、そのために一歩踏み出すというニュアンスが強く感じられる。
- ・ 「男女平等」が実現されないと「共同参画」できないのではなく、同時に推進していくもの。行動することが大事なのではないかと。
- ・ 行動していくことで、女性の地位が向上していき、男性も女性も意識を高めていくことが実現されていく。
- ・ 「男女平等」を基本や前提として「男女共同参画」になり平等社会を作っていくことは、H市もK市も羽村市も同じ。平等社会があつてこそ「参画」ができる。そういう社会を実現していくために「参画」していかなければならない。
- ・ 「共同参画」という言葉を使うなら、この言葉に忠実にしなくてはならない。
- ・ 「女性の地位向上」なら「男女平等」という言葉にするべきではないかと。

【基本条例か推進条例か】

- ・ 基本条例は、女性にウェイトを置いた形の立場を取らざるをえないのでは。
- ・ 「基本」か「推進」かで盛り込むべき内容が違う。
- ・ 「推進」でも「基本」でもいい。
- ・ 具体的な基本の条例というものを考えた方がいい。

- ・ どちらかといえば、少し実効性のある推進条例がいいが、羽村市の中に男女平等社会が本当にあるのならいいが、まだ不十分だった場合、やはり基本的なことで攻めていくことが必要ではないか。
- ・ 目的を達成するためのルールを条例と考えると推進条例がいいが、基本条例としても、目的を達成できるのであればいい。
- ・ 市民に近づけるには「推進」の方がいい。
- ・ 「基本」とか「推進」というと距離を感じるが、「社会づくり条例」という方が身近でやさしい。

(4) 条例に盛り込むべきことに関して

先進事例の検討では、男女共同参画条例の特徴としては、地域の特性を踏まえた個性的な規定を持っていることが挙げられる。羽村市の場合も、地域の実情にあわせた施策を展開するものになるような、特徴のある条例を作成することを望むものである。

条例の構成としては、前文を入れた形とする。前文は、羽村市の男女共同参画に関する基本的な精神、立場を示すものである。男女共同参画の定義を含め、これまでの歴史や取り組みの経緯、現状、取り組みの方向性や羽村市が男女共同参画社会を目指していくことのアピールなどを記述する必要がある。

条例の目的は、「羽村市における男女共同参画社会の実現」とする。

男女の人権の尊重は男女共同参画社会の根底をなすものである。特に、女性の人権侵害に関することなど女性が社会参画する中で障害になるものに関しては、確実に盛り込む必要がある。

目指すもの、目的が明白になるように言葉の定義を入れる。

あらゆる分野での男女共同参画の実現を総合的・計画的に進めるためには、市民、事業所及び市がそれぞれの担うべき責任と役割を明らかにする必要がある。

市の責務としては、条例に掲げる基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（「推進プラン」）を総合的に策定し、実施していくことを入れる。

羽村市における男女共同参画社会の実現のために必要な基本的な施策を盛り込む。その際、羽村市の実態に即し積極的改善措置を具体的に盛り込んでほしい。

現在ある「羽村市男女共同参画推進会議条例」は、本条例に取り込むこととする。

調査研究過程のなかでの主な意見

- ・ 理念だけでも、行動だけでもいけない。
- ・ それぞれの状況の中で、地理的な特色や制定時の地域の問題を入れ込む。
- ・ 特色、時代的背景、男女平等で変わっていく部分を盛り込んでいく。
- ・ 気付きの場面をたくさん与えることが大事ではないか。
- ・ 男女平等を当たり前として生活している方もいるが、お父さんには家のことはさせないとか昔からの考え方も多い。それを変えていくには教育が大切。
- ・ 能力があるのに自分はできないという人もいるし、そういう個々の考え方が変わるような条例ができたらいいい。
- ・ 一定期間保たなければならないとなると、色々なものを盛り込んでいかないと、いろんな事実に対応できなくなることが出てくる。
- ・ 町内会も、夫の名前で妻が代替出席している方が多い。そういう現状で、条例ができることで変わっていくことが望ましい。
- ・ 具体的な施策が出てこないとならぬと条例の意味がない。
- ・ 男女共同参画は、5年、10年で急激に変わるものではない。20年、30年と世代が変わった時に何かが変わっているような長い目で見なければならぬものを条例に盛り込んでほしい。
- ・ 条例は具体的なものが書きにくい。だから、理念的な部分がどうしても多くなるのは仕方ない。
- ・ 条例となると具体的なことが書けない。やはり、義務付けるといふか、責任を負わせることもできない。
- ・ たとえば審議会の男女比率とか具体的な施策を1つか2つ入れるのができることなのではないか。
- ・ 審議会の男女比率は理念でなく具体的な施策であり、長い目で見て大切なもの。
- ・ 一般的に、条例には前文がないが、男女共同参画条例のほとんどは前文がある。
- ・ 前文を入れることによって、気持ちを込めることができる。
- ・ 前文をみると、その条例の基本精神が出ている。
- ・ 理念を入れ、総合的な施策も入れると盛り沢山で増える。理念条例にすると、基本的なことでも少なくてすむ。
- ・ 将来を見越して、市民の意識や要望が実現されるような具体的な施策を盛り込む必要がある。
- ・ ポジティブアクション、すなわち積極的改善措置を具体的に盛り込むべきである。
- ・ 男女共同参画の意識を浸透させ普及させるような方法と効果を検証・評価する方法も取り入れてほしい。
- ・ 具体的なことを書くことも条例。積極的改善措置も具体的な表現である。
- ・ 具体的なことが書けないと理念条例になってしまう。

- ・ 女性の人権に関して多くの自治体が盛り込んでいるが、それは、他に盛り込んだ条例がないからである。だから、ここに規定するしかない。
- ・ 女性の人権に関しての条例は、今はないから、ここに盛り込んだほうがいい。
- ・ 女性の人権は盛り込み方が大切。
- ・ 女性が社会参画する中、障害になるものに関しては確実に盛り込む必要がある。
- ・ 条例は一步踏み込んで、特に事業所や税金を出した団体とかが色々な活動をしているが、そこからの報告とか、そういったことを取り入れている会社にインセンティブを与えとか、若しくは、取り入れていない会社にペナルティを与えとか、公表するとかも必要ではないか。
- ・ 期限を限り、積極的格差是正措置を設けることを盛り込む。たとえば、事業所や団体に対し「男女共同参画推進認証制度」を設け、市が行う助成金の交付、表彰、推薦、入札等の決定にはその認証の有無を審査の項目に入れるとか、女性が外に出やすいように、あらゆる会合に一時保育をつけるとかである。

(5) 実効性のある条例づくりのために

条例制定に期待する効果は、羽村市の男女共同参画社会の実現に向けたより一層の推進である。そのためには、制定する条例を単なる理念だけの条例とせず、市民、事業者及び市の活動の範囲の中でできる限りの積極的な改善措置などの具体的事項を盛り込むことが必要であると考える。

推進会議では調査研究ということで、条例の条文にまで踏み込んだ議論はしておらず、また、推進会議の意見がすべて市民の意見を代表しているものでもない。このようなことも含め、今後、条例制定に向けて市が具体的に検討される際は、審議会の設置や市長との対話、意見公募手続き、いわゆるパブリックコメントなど、より多くの市民参画を経て決めていく過程が重要である。市民にとって、より身近な実効性のある条例が制定されることを期待する。

調査研究過程のなかでの主な意見

- ・ ポジティブアクション、すなわち積極的改善措置を具体的に盛り込むべきである。
- ・ 条例は一步踏み込んで、特に事業所や税金を出した団体とかが色々な活動しているが、そこからの報告とか、そういったことを取り入れている会社にインセンティブを与えとか、若しくは、取り入れていない会社にペナルティを与えとか、公表するとかも必要ではないか。
- ・ 市民が参画することが本当に一番必要。

- 市民の中で、実際に意識が醸成されていないのに条例だけが上の方にあったのでは実効性がない。
- 現実を把握するためには市民参画。だから条例を作るにあたっては、市も進めると思うが、推進会議でも市民の声を直接聞くような機会を持った方がいい。
- 市長に渡して、条例制定の参考にしてもらうための報告書なのだから、市民参画の手法を具体的に書いておくべき。
- 条例案を作成する過程では、極力、市民参画という手法を多く取り入れて進めていただきたい。
- 市民参画の手法としてはパブリックコメントや市民の声を直接聞く市長との対話などを実施してもらいたい。
- 推進会議でも、今後、まちづくり推進事業で市民の声を聞くべきである。
- 基本条例だから、ちょっとやりましょうという条例ではない。審議会ぐらい作らないと。
- より身近な実効性のある条例が制定されるために、条例案を答申する審議会を設置することを提案すべき。
- こちらが希望するのは条例の制定であって審議会の設置ではない。
- 新たな組織を作って審議会を立ち上げると、推進会議があるから重なってしまう。
- 男女共同参画基本条例はすべての活動をするときの基本になる。だからこそ、時間がかかるが拙速に決めてほしくない。そのためには、色々な市民参画の手法をとった方がいい。
- 「市民にとって、より身近な実効性のある条例が制定されることを期待する」を推進会議としての調査研究の結論とすべきである。